

感染症による出席停止について

1. 出席停止が必要な感染症

【インフルエンザ】発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで。

【百日咳】特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。

【麻疹】解熱した後3日を経過するまで。

【流行性耳下腺炎】耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで。

【風しん】発しんが消失するまで。

【水痘】すべての発しんが痂皮化するまで。

【咽頭結膜熱】主要症状が消退した後2日を経過するまで。

※ ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りでない。

2. 医師により感染のおそれがないと認められるまで出席停止

【結核】【髄膜炎菌性髄膜炎】【腸管出血性大腸菌感染症】【流行性角結膜炎】
【急性出血性結膜炎】

3. 医師により出席停止の措置が必要と考えられた場合のみ出席停止を認める

【溶連菌感染症】【手足口病】【伝染性紅斑】【マイコプラズマ感染症】
【流行性嘔吐下痢症】

4. 通常出席停止の措置は必要ないと考えられる感染症

【アタマジラミ】【水いぼ】【伝染性膿痂疹】

- ※・出席停止の措置が必要な場合は、学校指定の「感染症による出席停止届」を提出すること。
- ・HPから印刷のうえ、必要事項を記入・捺印の上、登校後に担任に提出すること。
 - ・「感染症による出席停止届」には氏名・病名・月日が証明できる処方箋、薬袋等を貼付すること。提出された届は、養護教諭が保管する。
 - ・病院受診していない場合は、感染症の可能性があったとしても自己判断になるので、出席停止扱いはしない。

以上

感染症による出席停止（公認欠席）届

京都聖カタリナ高等学校
学 校 長 様

出席停止期間	年 月 日 () ~ 月 日 ()
病名	
氏名・病名・月日が証明できる処方箋、薬袋等を貼付してください。	

生徒氏名	年 組 番 氏名
保護者氏名	印